

国海総第264号  
令和4年12月22日

交通政策審議会  
会長 金本 良嗣 殿

国土交通大臣  
齊藤 鉄夫

交通政策審議会への諮問について

下記事項について諮問する。

記

諮問第420号

旅客船の総合的な安全・安心対策のあり方

諮問理由

令和4年4月23日、北海道知床において、小型旅客船が沈没し、乗客24名・乗員2名の計26名が死亡・行方不明となる、我が国では近年類をみない重大事故が発生した。

今回の事故の発生を防止できなかったことを関係者は重く受け止め、旅客船の安全対策を徹底的に講じていく必要がある。安全・安心対策の可及的速やかな具体化に当たり、本審議会のご意見を賜りたく諮問する。

○国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）

第十四条 交通政策審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土交通大臣の諮問に応じて交通政策に関する重要事項を調査審議すること。

二 （略）

三 （略）船員法（昭和二十二年法律第百号）（略）、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）（略）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2 （略）

○船員法（昭和二十二年法律第百号）（抄）

（交通政策審議会等の権限）

第一百条 交通政策審議会等は、国土交通大臣の諮問に応じ、この法律及び労働基準法の施行又は改正に関する事項を調査審議する。

② （略）

○船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）（抄）

（交通政策審議会への諮問）

第二十六条の二 国土交通大臣は、第十条第三項（第二十三条第七項及び第二十三条の十一において準用する場合を含む。）に規定するもののほか、この法律の施行に関する重要事項については、交通政策審議会の意見を聴かなければならない。